

教職員の懲戒処分について

1 職員の所属・職階・年齢等

県立特別支援学校 教諭 59歳 女

2 発令内容

戒告

3 発令年月日

令和7年3月27日

4 発令の理由

令和6年12月15日午後3時39分頃、普通乗用自動車（軽四）を運転し、丸亀市内の信号機のある交差点の停止位置で赤色灯火信号に従い一時停止後、進行するに当たり、対面信号機が未だ赤色灯火信号を表示しているのを看過したまま同交差点に進入した過失により、左方道路から信号表示に従って進行してきた普通乗用自動車（軽四）に気付かず、同車左前部に自車左側部を衝突させ、同車の運転手に加療約8日間を要する傷害を負わせた。